

新型コロナウイルス感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され、観光業を中心に売上の減少や、工場等の操業抑制による生産減少、従業員解雇及び雇止め等が生じている状況にある。国及び県も資金繰りや雇用への対策を講じているが、上天草市独自の新型コロナウイルス感染症の発生に起因する市内事業者、農林漁業者の資金繰り及び雇用の維持を図るための対策を行う。

産業政策課

## (1)新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する利子補給及び保証料補助金

### 【補助要件】

- ① 融資(要件あり)に係る保証料及び利子を3年間補助 ② 一事業者の一会計年度における補助限度額50万円  
(令和4年12月31日までに支払った利子及び保証料)

4月専決：14,136千円

産業政策課

## (2)新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の雇用調整助成補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた際に、休業手当の国補償分以外の事業主負担分(1/10・1/5(内1/2))を補助する。

4月専決：13,875千円

農林水産課・産業政策課

## (3)新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業継続支援助成金

### 【助成要件】

- ① 令和2年2月以降の月売上が前年同月比30%以上減少(一事業者一回限り)  
② 対象：農業を営む法人、養殖業を営む法人・ホテル・旅館・飲食店  
③ 申請月：令和2年2月～令和2年6月まで

4月専決：95,100千円